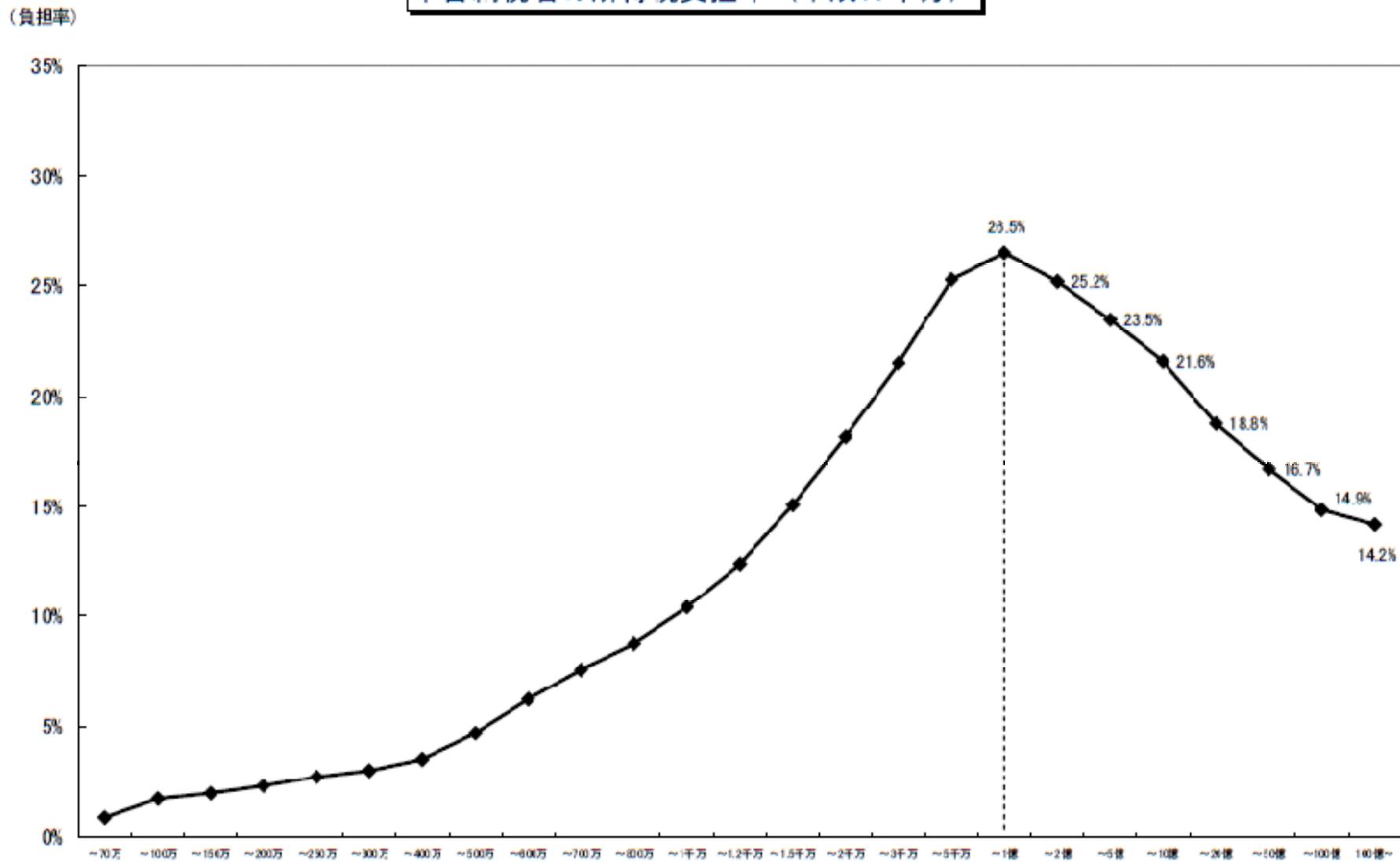


申告納税者の所得税負担率（平成19年分）



（備考）国税庁「平成19年分申告所得税標準調査（税務統計から見た申告所得税の実態）」より作成。

（合計所得金額：円）

（注）所得金額があっても申告納税額のない者（例えば還付申告書を提出した者）は含まれていない。

また、申告不要を選択した場合の配当所得や源泉徴収で課税関係が終了した源泉徴収特定口座における株式等譲渡所得や利子所得等も含まれていない。

出典：平成22年度税制改正大綱